

平成26年度第2回天童市教育委員会について（報告）

日時 平成26年5月27日（金） 午前10時  
場所 学校給食センター会議室

< 議 事 >

議第6号 平成26年度教育委員会所管6月補正予算（第2号）について

<可決する>

審議経過

委員長：事業概要の説明をお願いします。

事務局：この事業は、国のいじめ対策等生徒指導推進事業及び、県のいじめのない学校づくり推進事業の委託を受け実施するもので、すこやかスクールプロジェクトの中で、児童生徒の社会的資質・能力の育成を図り、家庭・地域と連携しながら、いじめの未然防止等を図るものです。

委員：この事業は、単年度のものか。

事務局：はい。

議第7号 天童市学校評議員の委嘱について

<可決する>

評議員 5名 任期：平成28年3月31日まで（津山小学校）

評議員 6名 任期：平成28年3月31日まで（荒谷小学校）

評議員 2名 任期：平成27年3月31日まで（天童北部小学校）

評議員 1名 任期：平成27年3月31日まで（成生小学校）

質問・意見等はなし。

議第8号 天童市立図書館運営協議会委員の委嘱について

<可決する>

委員 10名 任期：平成28年3月31日まで

審議経過

委員：1年にどの程度開催されるのか。

事務局：基本的には年2回開催しています。

委員長：図書館の利用率はどうなっているのか。

事務局：平成25年度から、週1回の休館から月1回になり、利用者数は6%程度増えています。貸出冊数については、前年度30万冊から平成25年度は29万冊と微減となりました。なお、現在の規模からすると、公立図書館の中では利用貸出冊数は多い状況です。

委員長：冷暖房完備で快適な環境であるため、読書や勉強をするには最適ではあるが、中には休んでいる人も見受けられる。話題になっていないか。

事務局：長時間に渡る利用の場合には職員が声掛けをしており、大きな問題にはなっていません。

議第9号 天童市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

<可決する>

質問・意見等はなし。

議第10号 天童市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

<可決する>

委員 15名 任期：平成27年3月31日

審議経過

委員長：委員の構成の基準と人数等はどのようになっているのか。

事務局：設置条例施行規則第3条並びに第5条に、人数、委員の構成等が定められています。1号委員から7号委員に分かれており、15人の方々に委嘱することになっています。任期は1年間で、再任が6人、新任が9人となっています。

< 報 告 >

委員長：事務局より報告をお願いします。

事務局：天童市立中学校に通う生徒の死亡事案に関する調査に関係しまして、5月8日に教育委員の方が、ご遺族から直接お話しをお伺いしたところですが、その後の状況等について報告させていただきます。要望にありました事務局の設置場所について、5月7日に県を通して文部科学省に文書で照会をしましたが、5月20日の文部科学省からの回答では、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく調査の主体を学校の設置者（教育委員会）とした場合、調査組織の事務局は教育委員会が担うとしています。

なお、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定できるということですが、この調査結果の取扱いについては、明確に国の方針には示されていないため、並行調査は難しいと考えています。従いまして、法令に基づいた調査をしっかりと行っていくことが最善ではないかと考えているところです。

調査資料の写しの交付につきましては、前回協議いただいたことを踏まえ、第三者調査委員会の適正な執行に支障をきたすということから、現段階では交付することはできないと考えているところです。以上、5月8日にご遺族と教育委員の方々との面談、要望をいただいた後の状況を報告いたします。

委員長：5月8日の面談から今日まで、国への照会、その結果などを踏まえて検討していただいたようであるが、委員の皆さんから意見・質問等ありませんか。

委員：5月8日の教育委員会協議会で要綱案について検討したが、国からの回答を受け、今後ご遺族からの要望をどのように反映させていくのか。

事務局：設置要綱については、5月8日の教育委員会協議会でご意見をいただいたものを含めまして、受け入れられるものは反映したいと考えています。

委員長：よろしいですか。

委員：はい。

委員：並行調査を行った場合、第30条第2項の調査はどうなるのか。

事務局：並行調査を行った場合、2つの調査結果が出てきます。2つの結果を比べるということは、どちらが重いのかどうか、その取扱いが難しく、また、はっきり示されたものがないため曖昧になってしまいます。並行調査よりも、法令に則った教育委員会が事務局を担い、しっかりと調査を行っていくことが最善なのではないかと思っています。

委員長：これからの予定はどのようになりますか。

事務局：要望いただいていることを整理し、ご遺族代理人に文書で回答を行い、ご遺族から合意をいただいた後に教育委員会に付議し、設置要綱の告示ということを考えています。

委員長：ご遺族は急いでいただきたいという意向であるので、意に沿って対応をお願いしたい。

報告は以上のようなのですが、委員の皆さんから意見・質問等ありませんか。無いようですので、第2回教育委員会会議を終了します。